

第7章 におい環境と悪臭防止対策

1. 概要

悪臭とは、「いやな臭い」、「不快な臭い」のことをいい、その不快な臭いにより生活環境を損ない、特に感覚的・心理的に被害を与えるものです。

悪臭は、感覚公害と呼ばれ、その感覚には個人差があります。しかも、悪臭物質は、低濃度で多成分の複合気体であることが多いため、悪臭に関する不快感を定量的に表現することは難しいと言えます。

本市における主な悪臭の発生源は、畜産農家や塗装工場等の事業所によるものが多く、特に家畜の排泄物（堆肥を含む）による苦情については、風向きに大きく左右され、悪臭被害が広範囲に広がることがあります。

2. 悪臭防止対策

(1) 悪臭防止法

①目的

この法律は、県知事が規制する地域（規制地域）における工場・事業場から発生する悪臭について必要な規制を行うことにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

②規制地域

規制地域をA区域とB区域に分け、基準に基づく規制・指導を行なっています。

○悪臭防止法の規制地域一覧 （令和5年3月末現在）

地区名	下館地区	関城地区及び明野地区		協和地区	
規制地域	市街化区域	市街化区域 (工業専用 地域を除く)	市街化調整 区域及び工業 専用地域	市街化 区域	市街化 調整区域
地域の区域	A区域	A区域	B区域	A区域	B区域

③規制基準

県知事は規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定規制基準（アンモニア等の不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質（22物質）を政令によって特定悪臭物質として指定した規制基準）又は臭気指数（人間の嗅覚によって臭いの程度を数値化したもの）の規制基準を定めることになっています。

市は特定規制基準と臭気指数の規制基準のどちらかを選択することになっており、本市では、臭気指数の規制基準を採用しています。

○臭気指数に係る第1号規制基準（事業場の敷地境界線での基準）

地域の区分	A区域	B区域
臭気指数	1.2	1.8

④対策

悪臭について苦情があった場合は随時調査を行い、必要に応じて悪臭を発生する工場・事業場を対象に臭気指数測定を実施しています。測定を行い規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、法に基づき必要な措置を行います。

令和4年度は、事業所への立ち入りを17回、臭気指数測定を2回実施しています。

(2) 茨城県生活環境の保全等に関する条例（悪臭関係）

畜産関係の悪臭苦情が多く発生していたことから、悪臭に係る規制対象施設（悪臭特定施設）を定め、これらの設置者に対し届出義務と管理基準の遵守が義務づけられています。